

国際観光旅客税過誤納額還付請求書の記載要領

1 この還付請求書は、国際観光旅客税法第2条第1項第5号で規定する国内事業者が国際観光旅客税を納付するに当たり正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（「過誤納金」といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。

なお、還付請求書の提出に当たっては、過誤納が生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付してください。

2 各欄は、次により記載してください。

(1) 「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所（届出者が国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地、内国法人以外の場合には、国外の本店又は主たる事務所の所在地）を記載してください。

(2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、届出者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。

(3) 「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号を、また、法人の場合は、法人番号を記載してください。

なお、個人事業者の方がこの請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(4) 「還付を受けようとする過誤納額」欄には、正当税額を超えて納付した場合の還付を受けようとする金額を記載してください。

(5) 「納付年月日及び納付金額」欄には、当初の納付年月日、納付月分及び納付金額を記載してください。

(6) 「過誤納となった理由」欄には、過誤納となった理由を記載してください。

(7) 「還付を受けようとする金融機関」欄には、還付金額の還付を受けようとする銀行名等を記載してください。

(8) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。